

令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業(芸術家の派遣事業) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に伴う今後の対応等について(Q&A)

No.	質問	回答
1	Q.現在の実施予定日での実施目途が立たない。実施の延期や中止は可能か。	<p>延期・中止は可能です。ただし、その際には実施校から講師へ必ず情報共有を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>その上で、「予定通り実施」、「日程変更にて実施」または「中止」の希望を実施校が講師へ御意向をお伝えください。</p> <p>実施を希望する場合、実施校と講師間で必要な感染症対策を相談し、安全性を十分に確保できることを確認の上で、学校側で決定の判断をお願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症予防対策等の検討に当たっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。</p> <p>■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html</p> <p>■文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03</p> <p>■被派遣者(講師、実施団体)の所在地における感染症対策に関するガイドライン</p> <p>■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン</p>
2	Q.上記(NO.1)に際し、延期はいつまで可能か。	原則令和3年2月26日(金)までの期間を御検討くださるようお願いいたします。
3	Q.延期を検討しているが、現状では具体的な振替日を検討することができない。現在の実施予定日での実施見送りのみが確定している場合はどのような手続きをとるべきか。	事務局(株近畿日本ツーリスト首都圏)へメールまたはFAXにて御連絡くださるようお願いいたします。
4	Q.実施内容について動画配信という形で行うことは可能か。またその際の別途費用の計上は可能か。	オンライン通信などを用いて動画配信にて実施することは可能です。ただし予め講師が録画した動画(学習教材)が配布されるのみで、実施校と講師間での対話が行われない場合、謝金の計上は認められません。
5	Q.新型コロナウイルスの影響や感染症予防対策の兼ね合いにより、事態が急転し、実施の直前に中止や延期となった場合、経費の扱いはどうなるのか。	指導謝金については、実施実績を支払基準としますので、実施を行わない場合、お支払いすることができません。
6	Q.複数校連続行程を組んでいるうち、一方が中止、一方が実施予定になった。申請時は実施校ごとに旅費を分けて計上していたのだが、この場合どのような扱いになるのか。	実施された学校の経費として、行き帰り往復分の旅費の計上が認められます。
7	Q.移動時の密集状態、または密集場所を避けるために、移動方法や経路の変更等を行うことは認められるか。	状況により、新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ず決定時からの移動行程の変更が生じる場合は、経路の変更及び移動方法の変更、ならびこれにより増額した費用の計上が認められます。
8	Q.実施の手引き12ページに「新型コロナウイルス感染症予防に関する諸雑費(消毒液など)は上限額外として計上可能とします。」とあるが、要否の判断はだれがするのか。	実施校にて、地域でのガイドライン等に準じて感染症予防に関する諸雑費の要否を御判断くださるようお願いいたします。
9	Q.上記(Q.8)に際し、品目の制限等はあるか。	消毒液等の消耗品は、必要数量分までの経費の計上を認められます。
10	Q.上記(Q.8)に際し、物品はだれが購入するのか。	実施校側・講師側のいずれも購入可能です。また、業者への見積・発注を行うことも可能です。
11	Q.上記(Q.8)に際し、経費の計上にあたりどのような手続きや提出書類が必要か。	<p><事業実施後></p> <p>■実施校にて物品購入の場合 下記の書類をそろえて実施報告書とともに御提出くださるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(宛名は実施校名であること) ・実施校の振込先を記入した様式7(振込依頼書) <p>■講師にて物品購入の場合 下記の書類をそろえて実施報告書とともに御提出くださるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(宛名は購入者名であること) <p>※感染症予防に関する諸雑費の立替払いに限り、謝金・旅費と同一の口座を振込先に指定することが可能です。</p> <p>■業者への見積・発注を行った場合 実施の手引きを参考に、通常の諸雑費計上と同様の手続きをお取りいただくようお願いいたします。</p>